

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第三部 労働組合の組織と運動

II 労働組合全国組織の動向

2 同盟

3 運動の基調と主要課題の方針

大会

同盟第二二回定期全国大会(八六年一月二二～二四日)は、政治路線ではいわゆる「政策連合路線」をうたい、労働戦線再編統一問題では全民労協の連合体化を積極的に推進し、その実現によって同盟の解体をおこなうことを明確にしたことが特徴であった。

まず政治路線では、民社党の強化や中道結集の必要性を述べながらも、「自民党政権を打破し、政策連合の時代を構築する」として、政策協定による保守との連合に意欲をみせた。前年大会では「過渡的な政治戦略の的を自民党一党支配に代わる清新、健全で建設的な政権の樹立」におくと慎重な表現で保守との連合に触れていたが、一步進めて政策連合を明確化した。これには、田中書記長が「運動方針のなかで直接書かれてはいなかった『保守・中道連合』にも答弁の形でズバリ言及し」「連合の大義名分として『政策』を強調したもの」(『朝日新聞』八六年一月二五日付)との論評がなされている。

また、労働戦線再編問題では、総評が全民労協の連合体移行を、いわゆる「全的統一」の前段階と位置づけているのにたいし、「基本的に同盟と見方が異なる」と批判し、「同盟のような役割と機能を備えたナショナル・センターとして発足した段階で、同盟は発展的に解体する」と明確にした。そして、連合体は「友愛会から七五年」の歴史を貫く精神が「余すところなく受け継がれ」と強調した。

そのほか、「民営・分割による国鉄改革の断行」などの方針を決定した。

この「大会で目立ったのは、運動方針をめぐり一人が質問に立つなど、例年以上に活発な論議がおこなわれたこと」があげられ、これは「連合体移行が日程にのったことで、これまで模様ながめだった地方組織でも、将来への不安や警戒感が一挙に高まってきたあらわれ」(『朝日新聞』同前)と見られた。

なお、大会では、自動車労連出身の塩路一郎副会長が辞任した。「その理由は、私は自動車総連の会長も兼ねておりました、総連のなかで同盟副会長の兼務をやめて自動車総連に専念してほしいという要望が長年出されてまいりました」(「同大会議事録」という塩路氏の発言にもかかわらず、まもなく自動車労連と自動車総連の会長も辞任することとなり、同氏は労働界から全面的に引退した。

方針構成の特徴

同盟第二二回定期大会(八六年一月二二日～二四日)において決定された「一九八六・八七年度運動方針」〈二一世紀を展望する労働運動—転換のとき、力と政策の結集—〉の要旨は、以下のようになっている。

今回の運動方針の構成上の特徴は、まず初めに前段で「同盟運動の基調と目標」をおき、そのつぎに第一号議案「賃金・労働諸条件向上のたたかい」をはじめとした課題別の独立決議を組み合わせるといふ新しい形式をとったことである。

基調と目標

「同盟の基調と目標」は、「1、二一世紀を展望する労働運動」「2、国際時代の労働運動」「3、新しい経済社会の確立」「4、高度情報化社会とME革命への対応」「5、政治路線の改革」「6、全民労協の強固な発展」となっている。

その要旨は、同盟は二一世紀への展望をふまえ、日本が「西側先進国の一員」として世界にはたす役割を自覚し、「国際自由労連、およびアジア・太平洋地域組織、OECD労組諮問委員会(TUAC)、さらにはILOなどにおいて積極的な貢献をはたしていく」、国内的には「内需中心による中成長経済の実現をはかる」ため、「とくに行政改革の断行」「税制の抜本的改革」「産業構造の転換」などの「国民的基盤に立った経済政策闘争」を強化する、そのために全民労協が強固になり「自由にして民主的な労働運動が定着、発展」することが必要で、連合組織は「同盟のような役割と機能を備えたナショナル・センターでなければならない。同盟としては、新しい連合組織がわれわれの求める強固な組織として発足した段階で、発展的に解体する」、また、政治活動としては、「当面の第一目標は、自民党の過半数割れを実現すること」で「政策を中心とする連合」への準備を急ぐ、というものである。

独立決議

独立決議は、第一号議案の「賃金・労働諸条件向上のたたかい」以下、「政策転換をはかり生活と雇用の安定をめざすたたかい」「税制改革の推進」「中小企業対策の展開」「MEを中心とする新しい技術革新への対応」「組織拡大活動の強化」「国民運動の積極的展開」「自民党一党による長期政権を打破し、政策連合の時代を構築するたたかい」「国際活動の強化」「労働戦線の再編統一にたいする同盟の態度」「日常活動の充実と行動の強化」の一からなっている。その課題別の要旨は、つぎのとおり。

賃金・労働条件

「これまでの実質生活水準の停滞を克服するために、今後一〇年間に勤労者世帯の実質可処分所得を、五割程度引上げることを展望する。この目標を実現するためには、実質可処分所得を年々四～五%引き上げていく必要がある」。これによって、「実質個人消費は年率五%程度拡大し、これに支えられてわが国経済は、われわれにとって望ましい内需主導による五%台の中成長路線を歩み、生活の充実と国際協調を推進していくことができる」とし、「賃金の引き上げと政策要求の実現を通して、実質可処分所得をわれわれの目標に従って引き上げ、このことによって新しい整合性ある日本経済をつくり出すことが、われわれの賃金要求設定基準策定の基本的な立場である」と述べている。

労働時間短縮

また、労働時間短縮闘争では、これを「ME革命を中心とする新しい技術革新が進展し、本格的な

高齢化社会を迎えようとしている現在、労働時間短縮は、労働者の心身両面の健康を増進し、雇用機会を拡大するという新たな役割を担っている。一方、自由世界第二位の経済規模と強い輸出競争力をもつわが国が、国際経済社会の一員としての自覚に立って、労働時間を欧米先進国水準にまで短縮することは、国際公正労働基準の立場から当然のことであるが、当面する貿易・経済摩擦を緩和し、国際協調を推進するために緊急な全国的な課題である」としている。そして、「中期的には、年間総労働時間を一八〇〇時間に短縮することを展望しつつ、当面する労働時間短縮の目標を」「すべての組合が、八六年度中に年間総労働時間の二〇〇〇時間への短縮をはかる」「完全週休二日制を実現し、年間総労働時間が二〇〇〇時間に到達している組合は、八六～八七年度を目途に年間総労働時間の一九〇〇時間達成をめざす」などとし、さらに、「現行労働基準法の抜本改正を実現する」とうたっている。なお、同盟など労働四団体と全民労協の労働基準法(労働時間関係)改正要綱では「週休二日制の法制化、週四〇時間制」を掲げつつも「三週で所定労働時間が一二〇時間を上回らなければ一日一二時間、週四八時間までの弾力的運用を認める」とし、変形労働時間制を容認している。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
